

1. 基本情報（令和4年4月1日現在）

人口	115,464人	保護率	0.82%
----	----------	-----	-------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	53.8/月				
プラン作成件数（人口10万人当たり）	44.3/月				
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	12.2/月				
就労・増収率（%）	70.5				
任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
○	○	○	○	×	○

3. 事業の概要等（令和5年度）

実施方法	就労準備支援事業・自立相談支援事業（一部）・一時生活支援事業および被保護者を対象とした就労支援・就労準備支援事業も同一の事業者（株式会社クローバー）に委託し、一体的に実施している。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 委託先において、兼務を含めて8名のスタッフが業務に従事している。 同社は認定職業訓練所の認定を受けていることから、中間的就労に移行する対象者も居る。 企業間のネットワークを活用し、企業での就労体験も行われている。
事業費	9,763千円（生活困窮者および被保護者 就労準備支援事業）
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 同社は人材派遣会社であり、同社の社員として雇用される対象者も居る。 自立相談支援事業は相談援助にかかる部分を市の直営とし、受付やアセスメントを市で実施している。共同でプランを策定し、具体的な就労支援について委託している。

4. 事業の立ち上げプロセス

開始前

・自立相談支援機関における生活困窮者支援において、コミュニケーション不全や生活習慣等の乱れといった課題を抱えている方が相当数存在していた。
 ・不十分な自己覚知とアセスメントのまま一旦就労しても、職場において不応を生じた結果うつ病を発症する方もおられ、その後に就労のみならず日常生活にも支障を来すなどし、結果的に本人や家族・事業所・社会にかかるコストが増加している例も散見された。

実施体制の検討【前年度】

・生活困窮者支援において、インテークと的確なアセスメントを実施出来る市の窓口（自立相談支援機関）の体制の検討。
 ・就労準備支援事業から経済的自立に至る支援過程、一時生活支援を含めた生活困窮者自立支援に係る事業全体の支援体系について検討。

庁内の財政部局と実施体制について検討【8ヶ月前】

・生活困窮者自立支援に係る複数の事業について、直営で実施するもの、委託により実施するもの、それぞれ費用を積算し財政部局と調整を行った。
 ・委託により実施する事業について、効果的な事業展開を図るため、仕様について検討し策定した。

委託先の検討【5ヶ月前】

・委託により実施する自立相談支援（一部）・就労準備支援・一時生活支援について、一体的な実施となること、競争入札に馴染まないことから、公開によるプロポーザル方式を採用することとした。

平成31年4月 事業開始

事業実施

実績（令和3年度）

- 利用者平均12名、年間就職者3名、就労支援へ繋いだ者：0名
- 面談や訓練を重ねるなかで、本人の抱える課題や特性といったアセスメントが進み、就労だけでなく本人の社会的自立への支援にもつながった。
- 家庭背景など複雑な課題を抱える対象者については、重層的支援体制整備事業に基づく多機関協働事業により支援体制を構築した。